

大和市告示第37号

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成20年大和市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

2 市長は、前項の関係機関から選出された者を代表者会議及び実務者会議の構成員に指名するとともに、これらの構成員を記載した名簿を作成するものとする。

第6条に次の1項を加える。

4 実務者会議は、第1項に掲げる事項を協議する必要に応じ地区会議を置くことができる。この場合において、地区会議は、第3条に規定する関係機関の職員等によって構成する。

第7条第1項中「個別支援会議は」の次に「、第3条に規定する関係機関の職員等によって構成し」を加える。

第9条中「のほか、次に掲げる事務」及び各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	関係機関名
法第25条の5第1号	大和市健康福祉部福祉総務課、大和市福祉事務所障がい福祉課及び生活援護課、大和市こども部こども総務課、保育家庭課及び市立保育所、大和市立病院並びに大和市教育委員会教育部指導室及び青少年相談室並びに大和市立小学校及び中学校
	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県中央児童相談所及び神奈川県警察大和警察署
法第25条の5第2号	大和市ファミリーサポートセンター事業受託法人
	大和市子育て支援センター事業運営法人
法第25条の5第3号	大和市人権擁護委員会
	大和市民生委員児童委員協議会
	大和市認可保育園連絡協議会
	大和私立幼稚園協会

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。